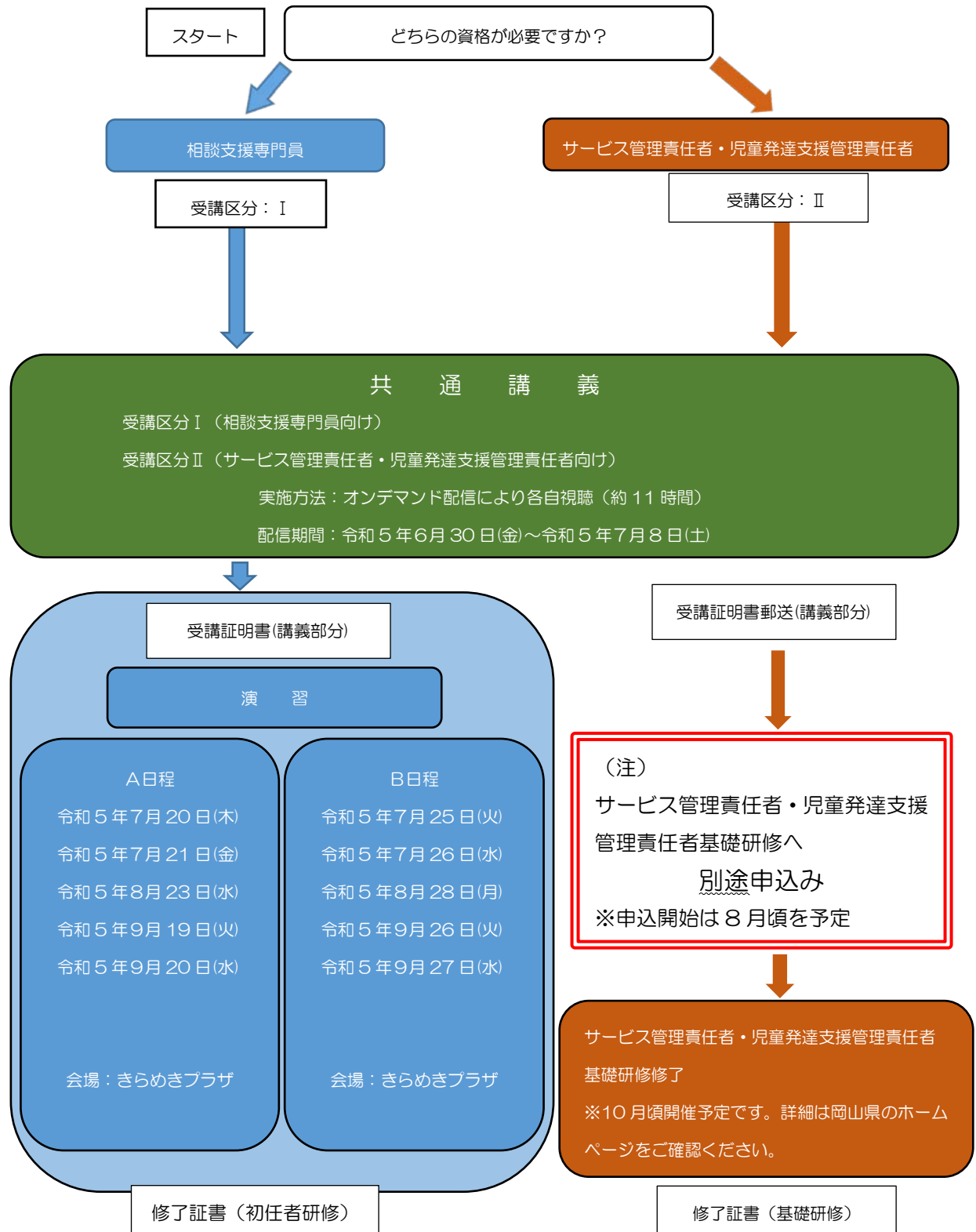


岡山県相談支援従事者初任者研修 研修体系

相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を取得するためには本研修を受講・修了する必要があります。



※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、今回の研修とは別の研修です。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を目標される方は、本研修講義部分の受講に加え、別途サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修に受講申し込みをしたうえで修了する必要があります。

令和5年度 岡山県相談支援従事者初任者研修 応募要領
(相談支援専門員向け・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け)

1 目的

本研修は、障害者が医療、保健、福祉、就労、教育など各関係分野のサービスを総合的かつ適切に利用できるよう支援するための援助技術を習得するとともに、困難事例に対する支援方法を学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、地域における障害のある人の相談支援体制整備の円滑な推進に資することを目的として実施します。

2 実施主体

岡山県（実施機関：学校法人 旭川荘）

3 受講対象者、受講課程及び定員

受講対象者は、岡山県内の市町村又は障害保健福祉関係の施設等に勤務する者(予定者を含む)で、各受講区分において必要となる課程の全ての日程を受講でき、かつ、事業所代表者から推薦を受けた者。ただし、現在施設等に勤務していない場合で今後新規に事業所開設を予定している者は受講対象者とする。受講区分Ⅰについては演習と演習の間に実習期間を2日設定しており、実際に受講者自身がケアマネジメントの手法を用いて実施した事例の紹介、サービス等利用計画案等の課題を提出することが可能な者とします。

定員を上回る応募があった場合、岡山県内の事業所で相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事予定で、事業所代表者の推薦順位が高い者を優先して受講決定します。

なお、受講区分別の定員は、申込状況及び会場等の都合で変更する可能性があります。

受講区分	対 象 者	受講課程	定員
Ⅰ	【相談支援専門員向け】（注1） ① 岡山県内の指定相談支援事業所（特定・障害児・一般）等において相談支援専門員になろうとする者 ② ①のうち、過去に初任者研修を修了した者で、 <u>現任研修を受講できず資格が失効している、又は、失効する者 ※8ページ参照</u> ③ 岡山県内の市町村等（行政）において、相談支援の業務に従事する者	7日課程 ・講義2日間 （約11時間視聴） ・演習5日間	120
Ⅱ	【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け】 岡山県内の障害福祉サービス事業所等でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする者 （注2） ※ <u>過去に相談支援従事者初任者研修を修了した者は除く。</u>	・講義2日間 （約11時間視聴） <u>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になろうとする方は、この講義に加えて基礎研修修了が必要（申込みも別途必要）（注2）</u>	180

注1) 受講区分Ⅰの申込みにあたっては、申込時点で任用資格に係る実務経験を問いませんが、演習に際し、自分自身が担当している事例をケース事例として課題に取り組みことができ、十分な事例検討が行えることが必要です。

注2) 受講区分Ⅱの申込みにあたっては、申込時点で任用資格に係る実務要件を問いませんが、申込者数が定員を超えた場合は受講できないことがあります。なお、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になろうとする方は、本研修の受講区分Ⅱの2日課程を受講するとともに、10月に実施予定のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を別途申込み、修了する必要があります。（開催時期は変更されることがあります。また、定員を超える応募があった場合は、当該研修を受講できないことがありますので、御了承ください。）

注3) 昨年まで実施していた5日課程（演習のみ受講）は今年度実施しません。

4 研修日程・研修課程・会場

- ・講義日程は区分Ⅰ、区分Ⅱの合同でオンデマンド方式（インターネット上に掲載された講義映像を各自視聴していただく方法）で実施します。受講される方は視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
- ・区分Ⅱで受講される方は講義部分のみ受講していただきます。なお、受講区分Ⅰの演習はA日程及びB日程で半数程度に分けて実施します。

受講区分	形式	日程	課程	会場
Ⅰ ・ Ⅱ	共通講義	1日目 2日目 配信期間 令和5年6月30日(金)9時 ～ 7月8日(土)17時	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の目的 ・相談支援の基本的視点 ・相談支援に必要な技術 ・障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援の基本姿勢 ・相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス ・相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点 	オンデマンド配信 (職場やご自宅で各自視聴：約11時間)
		3日目 令和5年7月20日(木) 4日目 令和5年7月21日(金) インターバル実習① 5日目 令和5年8月23日(水) インターバル実習② 6日目 令和5年9月19日(火) 7日目 令和5年9月20日(水)	ケアマネジメントの展開 (演習・実習)	会場 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ
3日目 令和5年7月25日(火) 4日目 令和5年7月26日(水) インターバル実習① 5日目 令和5年8月28日(月) インターバル実習② 6日目 令和5年9月26日(火) 7日目 令和5年9月27日(水)				

※受講区分Ⅰの演習については、ご希望とは異なる日程で受講決定する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※インターバル実習受け入れ事業所に対し、受講者氏名、所属事業所連絡先など、実習を行う上で必要な情報を提供しますので、あらかじめご承知おきください。

5 受講申込及び受講決定

- (1) 研修受講を希望する者の所属長等は所定の日までに申込書を郵送で提出してください。
事業所及び申込者の情報はQRコードを読み込みGoogleフォームへ間違いのないよう入力してください。(個人で申込む場合は事業所情報すべてに個人と入力してください。)
※窓口持参の場合は、岡山市北区祇園866 旭川荘厚生専門学院受付窓口までお越しください。

【郵送先】

〒703-8560 岡山市北区祇園866 学校法人旭川荘事務局 藤岡あて
TEL: 086-275-0145

- | | | |
|---------|-------|--------------------|
| ◆入力締切日 | 各区分共通 | 令和5年5月31日(水)当日中 |
| ◆申込締切日 | 各区分共通 | 令和5年5月31日(水)当日消印有効 |
| ◆受講決定期日 | 各区分共通 | 令和5年6月13日(火)頃 |

- (2) 期限を過ぎての受講申込書等の提出は受け付けないので御留意ください。
(3) 定員を超える応募があった場合は、受講理由、実務経験年数、指定障害福祉サービス事業者等の推薦順位、推薦理由等を考慮のうえ受講者を選定させていただきます。また、受講理由、実施サービス等考慮のうえ申込区分を変更して受講決定することがあります。
(4) 個人で申込みする場合は、代表者による推薦欄に個人名を記入し、個人印を押印してください。申込理由について、推薦理由欄に簡潔に記載してください。
(5) 受講決定は上記期日を目途に所属長(個人申込者は自宅)あてに通知します。
(6) 申込書は3種類あります。必要な様式をご確認の上、お申し込みください。
※申込書は1名につき1枚です。複数枚提出しないようお願いします。
※受講区分Ⅰ(相談支援専門員)・受講区分Ⅱ(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)両方の資格を目指す方は区分Ⅰで申込んでください。

6 受講費用

- (1) 受講費用は次のとおり受講者負担となります。納入方法については、受講決定時に送付する所定の払込み用紙により期日までに事前に振り込んでいただく予定です。詳細は受講決定時に改めてお知らせします。なお、市販のテキストを使用する予定はありませんが、受講決定時に中央法規出版株式が発行しているテキストの注文用紙を同封しますので希望者は各自購入してください。

(税込)

受講区分	研修参加費(資料代含む)
Ⅰ(相談支援専門員向け)7日課程	21,000円
Ⅱ(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け)2日課程	6,000円

注)

- (1) 区分Ⅰ及び区分Ⅱの参加者については講義資料を事前に送付するとともに、動画視聴のためのURLを通知します。参加費払込後はキャンセルの申出があった場合でも、やむを得ない特別な事情があると主催者が判断した場合以外は参加費の返還は致しません。
(2) 参加にかかる旅費、滞在費についても受講者負担となります。

7 修了証書・受講証明書及び修了者の公表

- (1) 受講区分Ⅰは、全ての研修課程を修了した者に修了証書を授与します。
(2) 欠席がある場合修了証書は発行できません。
(3) 受講区分Ⅱ(2日課程)の研修修了者については、受講証明書を交付(郵送)します。
(4) 研修修了者については、岡山県において修了者名簿を作成し、管理します。
(5) 受講区分Ⅰの修了者について、県内における相談支援の充実に資するため、所属する事業所の所在市町村への修了者氏名・事業所名簿の情報提供を行うこととしております。また、研修修了者へ従事状況の調査を行う場合がありますので、あらかじめご了承願います。

8 その他

- (1) 原則 25 分以上の遅刻・早退・中抜けは欠席とみなします。
- (2) 本年度のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は 10 月に開催する予定です。
- (3) きらめきプラザには受講者用駐車場がありません。

9 問い合わせ先

●受講申込に関すること

〒703-8560 岡山市北区祇園866
学校法人旭川荘 事務局 藤岡
電話 086-275-0145

●事業者指定に関すること（実務経験の要件に関するを含む） 各指定権者にご確認ください。

●研修全般に関すること

〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6
岡山県障害福祉課 中上
(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について：逢澤)
電話 086-226-7345

※ 電話によるお問い合わせは、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間にお願いします。

10 申込から修了までの流れ

① Google フォームへの入力：5月31日（水）当日中まで受付可

- ・申込書を記入後、右上のQRコードを読み取り事業所・申込者情報を入力。

② 申込期限までに学校法人旭川荘あて提出：5月31日（水）消印有効

- ・事業所の推薦（法人代表者の推薦も可）を受けたうえで提出すること。

③ 受講者選考・受講決定：受講決定予定日：6月13日（火）頃

- ・申込受付期間内に申し込みのあったすべての方へ受講可否を通知します。
6月16日（金）を過ぎても受講可否の通知書が届いていない場合はご連絡をお願いします。

④ 参加費の納入：払込期限：6月22日（木）

- ・受講決定通知書類に郵便振替用紙を同封しますので、ゆうちょ銀行から振込をお願いします。（手数料はご負担ください）
- ・払込が遅れる場合は学校法人旭川荘事務局へ電話連絡をお願いします。
- ・振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。
- ・参加費納入確認後、講義資料を郵送します。発送後はキャンセルの申出があった場合でもやむを得ない特別な事情があると判断した場合以外は返還できません。

⑤ 講義資料、レポート様式の発送：6月27日（火）までに事業所あて送付

⑥ 講義視聴用 URL の通知：6月28日（水）17時までに通知

⑦ 講義視聴（6月30日（金）午前9時～7月8日（土）午後5時までの間）

- ・上記期間内であればいつでも視聴できます。

⑧ レポート提出

- ・〒703-8560 岡山市北区祇園 866 学校法人旭川荘事務局 藤岡 宛
2部 郵送してください。（令和5年7月8日（土）消印有効）

⑨ 演習初日 A日程：7月20日（木） B日程：7月25日（火）

⑩ 演習2日目 A日程：7月21日（金） B日程：7月26日（水）

⑪ インターバル実習① 7/27（木）～8/22（水）の間で半日程度 ※詳細は演習で説明

⑫ 演習3日目 A日程：8月23日（水） B日程：8月28日（月）

⑬ インターバル実習② 8/29（火）～9/18（月）の間で半日程度 ※詳細は演習で説明

⑭ 演習4日目 A日程：9月19日（火） B日程：9月26日（火）

⑮ 演習5日目 A日程：9月20日（水） B日程：9月27日（水）

※受講区分Ⅱは①～⑧までで本研修は終了です。
事業所あてに「受講証明書（講義部分）」を郵送します。

⑩修了証書交付

会場 きらめきプラザ301会議室
住所：岡山市北区南方2-13-1



< 注意 >

障害者の方も多数利用されますので、会場内への自家用車の駐車は不可となります。

(障害等特別な理由がある場合は事前にご相談ください。)

- ◆タクシー 岡山駅前から約5分程度
- ◆徒歩 岡山駅前から約15分程度

受講申込前にご一読ください

●講義の実施方法

今年度の講義日程はオンデマンド方式で実施します。

- ・受講決定者には後日、講義動画のURL等をメールで通知いたします。そのため申込書に、URL通知用のメールアドレスは必ず記載してください。
- ・講義資料は参加費の入金を確認でき次第順次事業所(個人申込の場合は自宅)に郵送するため、期限内の参加費の振込をお願いします。
- ・講義動画視聴後はレポートの提出をお願いする予定です。レポートの提出がない場合受講区分Ⅰの受講者は演習に参加できません。なお、区分Ⅱの受講者については指定された期日までにレポートを提出した者について、事業所あてに「受講証明書」を送付します。レポートの内容、様式及び提出方法については改めて通知します。

【注意】

- ・オンデマンドの講義となるため、受講できる環境が必要となります。(スマートフォンでも視聴可能ですが、パソコン、イヤホンの利用を推奨します。また、安定したWi-Fi環境が必要で、携帯電話の4G回線等利用した場合、パケット通信料が高額となる恐れがあります。)
- ・講義配信期間は6月30日(金)～7月8日(土)を予定しています。配信期間内に全ての講義(約11時間)を必ず視聴する必要があります。配信期間経過後は視聴できません。

●相談支援専門員の資格を取得したい方へ

- ・令和2年度より研修体系の見直しが行われ、講義日程2日間に加え演習日程が3日間から5日間に増え、計7日間の研修となりました。また、演習と演習の間にインターバル実習期間を2日設定しており、実際にご自身が対応している事例に関する課題の提出や、サービス等利用計画の作成をしていただきます。
- ・演習に際し、上記実習が可能である(現在、又は過去に自分自身が担当している事例をケース事例として資料にまとめて提出することができ、十分な事例検討が行える)方のみ受講申し込みいただくようお願いします。

●相談支援専門員の資格を失効している、又は、失効する方へ

・相談支援専門員は初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内に初回の現任研修を修了し、以降、5年度ごとに1回以上現任研修を受講する必要があります。現任研修を受講するためには、初回の現任研修受講者は「受講申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること」また、2回目以降の現任研修受講者は「受講申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること、又は、現に(受講申込時点で)指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事していること」が条件(※1)とされているため、資格を取得しても上記業務を行わない場合は現任研修を受講できず資格が失効することとなります。このため、資格を失効している、又は、失効する(※2)の場合は、再度、初任者研修の修了が必要となりますので御注意ください。

- ※1) 令和4年度岡山県相談支援従事者現任研修実施要領より
- ※2) 例えば、今年度が5年目となるが、現任研修の受講要件に該当せず、今年度の現任研修を受講できない場合は、令和6年4月1日以降資格が失効するため、引き続き資格が必要な方は、今回の初任者研修を修了しておく必要があります。

●サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を取得したい方へ
過去に初任者研修の講義部分を受講されている方は、改めて今回の研修を受講する必要はありません。本研修を受講後、別で開催される「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」の受講予定者のみ申込みいただくようお願いします。

【注意】

10月※に別途開催予定の「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」は、今回の申込とは別に※、改めて受講申込が必要です。十分ご注意ください。

※10月の開催を計画しておりますが、変更される場合があります。

※8月頃の申込開始を予定しておりますが、変更される場合があります。

●留意事項

・福祉・医療分野で勤務する受講生が多く参加する研修です。演習時にはマスクを着用するなど、各自で感染予防対策を行ってください。

・自然災害等により、研修の延期等を行う場合は、岡山県障害福祉課のホームページ上に掲載しますので、随時ご確認ください。

令和5年度 岡山県相談支援従事者初任者研修日程表
受講区分Ⅰ 相談支援専門員向け(7日課程)

研修カリキュラム				講師	
日	時	科目・内容	時間(分)		
【講義】 受講区分Ⅰ・Ⅱ共通	【約11時間(1~2日目)】 ■実施方法 オンデマンド配信により各自視聴 ■配信期間 令和5年6月30日(金) ~令和5年7月8日(土)	相談支援(障害児者支援)の目的	60	岡山県相談支援専門員協会 会長 永田 拓	
		相談支援の基本的視点(障害児支援の基本的支援)	150	川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科 助教 種村 暁也 地域サポートセンター 仲よし 相談支援専門員 向所 優希	
		相談支援に必要な技術	90	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長 村上 眞	
		小計	300		
		・障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本姿勢	180	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	
		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	90	たかはし松風寮指定相談支援事業所 相談支援専門員 間野 敏志	
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	90	南愛媛療育センター 相談支援専門員 藪内 誠	
小計	360				
【演習】 A日程・B日程	【3日目】 A:7月20日(木) B:7月25日(火)	8:30- 受付			
		9:00-17:00	【演習Ⅰ】 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	小計360	ファシリテーター
	【4日目】 A:7月21日(金) B:7月26日(水)	8:30- 受付			
		9:00-17:00	相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術 (模擬事例による演習)	小計420	ファシリテーター
インターバル実習①(半日程度)		課題① 相談支援プロセスの実践Ⅰ 課題② 地域資源に関する情報収集			
【演習】 A日程・B日程	【5日目】 A:8月23日(水) B:8月28日(月)	8:30- 受付			
		9:00-17:00	【演習2-1】 実習課題に基づくアセスメントの検討 スーパービジョンの体験	小計360	ファシリテーター
インターバル実習②(半日程度)		課題③ 相談支援プロセスの実践Ⅱ□			
【演習】 A日程・B日程	【6日目】 A:9月19日(火) B:9月26日(火)	8:30- 受付			
		9:00-17:00	【演習2-2】 再アセスメント及び支援方針(計画案)の報告と共有 ケースレビューの体験 【演習3-1】 ケアマネジメントプロセスの定着	小計360	ファシリテーター
	【7日目】 A:9月20日(水) B:9月27日(水)	8:30- 受付			
		9:00-17:00	【演習3-2】 ケアマネジメントプロセスの定着 【演習4】 リフレクション(初任者研修の振り返りと今後に向けて)	小計390	ファシリテーター
閉講、修了証書交付					
			合計2550 (42.5h)		

※現時点での予定ですので講師等変更される場合があります。

令和5年度 岡山県相談支援従事者初任者研修日程表

受講区分Ⅱ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け(講義部分)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を目指される方は、別途申込みの基礎研修の受講も必要です。

研修カリキュラム				講師
日	時	科目・内容	時間(分)	
【講義】 受講区分Ⅰ・Ⅱ共通	【約11時間(1~2日目)】 ■実施方法 オンデマンド配信により各自視聴 ■配信期間 令和5年6月30日(金) ~令和5年7月8日(土)	相談支援(障害児者支援)の目的	60	岡山県相談支援専門員協会 会長 永田 拓
		相談支援の基本的視点(障害児支援の基本的支援)	150	川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科 助教 種村 暁也 地域サポートセンター仲よし 相談支援専門員 向所 優希
		相談支援に必要な技術	90	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長 村上 眞
			小計 300	
		・障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本姿勢	180	岡山県子ども・福祉部障害福祉課
		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	90	たかはし松風寮指定相談支援事業所 相談支援専門員 間野 敏志
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	90	南愛媛療育センター 相談支援専門員 藪内 誠
			小計 360	
			合計660 (11h)	

※現時点での予定ですので終了時間、講師等変更される場合があります。

【参考1】

対象者・受講区分と研修日程の関係

研修カリキュラム				相談支援専門員 になろうとする方	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 になろうとする方	
日数	科目	獲得目標	時間数			
11時間 (11/2日) オンデマンド配信	開講式・オリエンテーション				受講区分：I	受講区分：II
	相談支援（障害者支援）の目的	利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。	1	○	○	
	相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	エンパワメント及び本人を中心とした支援を実施するに当たり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。	2.5	○	○	
	相談支援に必要な技術	本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。	1.5	○	○	
	障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役割、両者の関係性を理解する。	3	○	○	
	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	1.5	○	○	
	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。	1.5	○	○	
3日目	演習I	受付及び初期相談（インターク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	6	○	↓ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修へ 別途申込み	
4日目	演習I	本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。	6	○		
		ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。また、検証の結果、支援が終了されることの意義と留意すべきことについて理解する。		○		
	実習ガイダンス	研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結び付ける。	1	○		
インターバル	実習1-1	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。		○		
	実習2	相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実態について理解する。		○		
5日目	演習II	自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。他者からの多角的な意見により視点が広がりアセスメントが深まることを理解する。	6	○		
インターバル	実習1-2	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。		○		
	演習II	自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。他者からの多角的な意見により視点が広がりアセスメントが深まることを理解する。	4	○		
6日目	演習III	グループによる実践研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。	2	○		
	演習III	グループによる実践研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。	4	○		
7日目	演習IV	研修全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	2.5	○		
	閉講式			○		
	計		42.5			

【参考2】

相談支援専門員の任用資格に係る実務要件

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

介護等の業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

業務範囲		業務内容等		
相談支援	A	1	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	
		2	精神障害者地域生活支援センターの従業者	
	B	1	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	
		2	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者	
		3	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※ア)、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者	
		4	病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修に相当する研修修了者 (3)国家資格等(※2)を有する者 (4)上記1から3に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者	
		5	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		6	特別支援学校その他これに準ずる機関(※イ)の従業者(障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間に限る)	
	介護等	C	1	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者
			2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(※ウ)その他これらに準ずる事業(※エ)の従事者
3			病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	
条件1		条件2		
平成18年10月1日においてAに掲げる者であった者		平成18年9月30日までの間に、「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者		
社会福祉主事任用資格者等(※1)である者		「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者		
社会福祉主事任用資格者等でない者		「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者		
		「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して10年以上である者		
国家資格等(※2)に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者		「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者		

※1 社会福祉主事任用資格者等
社会福祉主事任用資格者(①)、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者(②)、精神障害者社会復帰指導員任用資格者(③)

※2 国家資格等
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

○任用資格

<p>① 社会福祉主事の資格（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健福祉士 (2) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
<p>② 児童指導員の資格（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第59条各号のいずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
<p>③ 精神障害者社会復帰指導員の資格（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの 四 前2号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

○従事内容

<p>※ア 「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。</p>
<p>※イ 「これらに準ずる機関」として特別支援学級が該当。</p>
<p>※ウ 「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は介護保険法第115の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものをいう。</p>
<p>※エ 「これらに準ずる事業」とは、老人福祉法第5条の2第1項に規定する「老人居宅生活支援事業」のうち、老人デイサービス事業（介護保険法の規定による通所介護事業、第一号通所事業）、老人短期入所事業（介護保険法の規定による短期入所生活介護事業）、小規模多機能型居宅介護事業（介護保険法に規定による小規模多機能型居宅介護事業）、認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護事業）及び複合型サービス福祉事業並びに同法第29条第1項に規定する「有料老人ホーム」において、介護保険法の規定による特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを提供する事業をいう。</p>

○厚生労働省資料等

1	<p>(業務従事期間の計算方法)</p> <p>1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(昭和63年2月12日「業務の範囲通知」別添2の2を参考)</p>
2	<p>(相談支援専門員の要件となる実務経験等について)</p> <p>県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。</p> <p>(答) お見込みのとおり。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問13)</p>
3	<p>(社会福祉主事任用資格等の要件)</p> <p>相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。</p> <p>(答) 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問14) ※相当するものとして、実務者研修、介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級課程が該当する。</p>
4	<p>(国家資格等該当者の期間計算)</p> <p>相談支援専門員の実務要件にある、国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。</p> <p>(答) 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問15)</p>
5	<p>(保健所での精神保健相談業務)</p> <p>保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。</p> <p>(答) お見込みのとおり。なお、保健所については、診療所に準じたものと考えのほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問16)</p>
6	<p>(介護支援専門員(ケアマネ)の相談支援業務)</p> <p>居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。</p> <p>(答) 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問17)</p>
7	<p>(社会福祉主事任用資格者等の期間計算)</p> <p>社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
8	<p>(研修受講要件)</p> <p>相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
9	<p>(小規模作業所での勤務歴)</p> <p>公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含めて差し支えない。(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
10	<p>(公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の勤務歴)</p> <p>公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記9に準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。 ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(平成23年10月26日事務連絡)
11	<p>(障害児関連施設とは)</p> <p>実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)</p>

【参考3】

サービス管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲		業務内容等	
相談支援	A	1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者
		3	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者
		4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
		5	特別支援学校の従業者
		6	病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修に相当する研修修了者 (3) 国家資格等(※2)を有する者 (4) 上記1から5に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者
直接支援	B	1	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者
		2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
		4	障害者雇用促進法第44条第1項に規定する特例子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金受給事業所の従業者
		5	特別支援学校の従業者
条件1		条件2	
社会福祉主事任用資格者等(※1)である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Bの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者	
社会福祉主事任用資格者等でない者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者	
		「Bの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して8年以上である者	
国家資格等(※2)に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して3年以上である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Bの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者	

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

【参考4】

児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲		業務内容等	
相談支援	A	1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者
3		障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センターの従業者	
4		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
5		学校（大学を除く。）の従業者	
6		病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）介護職員初任者研修に相当する研修修了者 （3）国家資格等（※2）を有する者 （4）上記1から5及びBに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者	
	B	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
直接支援	C	1	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
		2	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従業者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
		4	学校（大学を除く。）の従業者
	D	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者	
条件1		条件2	
社会福祉主事任用資格者等（※1）である者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
社会福祉主事任用資格者等でない者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 ①「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して8年以上 ②「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
国家資格等（※2）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士